

取引所株価指数証拠金取引説明書（マネースクエア CFD）新旧対照表

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| <p>取引所株価指数証拠金取引説明書</p> <p>2015年12月制定 2019年9月最終改訂 株式会社マネースクエア 金融商品取引業者関東財務局長(金商)第2797号</p> | <p>取引所株価指数証拠金取引説明書</p> <p>2015年12月制定 2020年9月最終改訂 株式会社マネースクエア 金融商品取引業者関東財務局長(金商)第2797号</p> |
| <p>東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引(以下「取引所株価指数証拠金取引」といいます)をされるに当たっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。</p> <p>取引所株価指数証拠金取引とは、株価指数を取引対象として、新規取引時点と決済取引時点の取引価格との差に基づいて算出された金銭を授受する取引です。付合せはマーケットメイク方式で、お客様の注文は、株式会社マネースクエア(以下「当社」といいます)を通じて東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引のマーケットメイカーによる呼び値とのみ付合せを行います。</p> <p>取引所株価指数証拠金取引は、取引対象である株価指数の価格の変動等により、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験および取引の目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p> | <p>東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引(以下「取引所株価指数証拠金取引」といいます。)をされるに当たっては、本書面の内容を十分に読んでご理解ください。</p> <p>取引所株価指数証拠金取引とは、株価指数の価格及び金又は原油に係る上場投資信託(以下「ETF」といいます。)の基準価額(以下「株価指数等」と総称します。)を対象指標として、新規取引時点と決済取引時点の取引価格との差に基づいて算出された金銭を授受する取引です。付合せはマーケットメイク方式で、お客様の注文は、株式会社マネースクエア(以下「当社」といいます)を通じて東京金融取引所の取引所株価指数証拠金取引のマーケットメイカーによる呼び値とのみ付合せを行います。</p> <p>取引所株価指数証拠金取引は、対象指標である株価指数等の価格の変動等により損失が生ずることがあります。取引所株価指数証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本書面のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。</p> |

目次

1. 取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について

2. 取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて・

(1) 取引の方法

(2) 証拠金

(3) 決済時の金銭の授受

(4) 取引規制

(5) 税金の概要

(追加)

3. 当社への取引の委託の手続きについて

4. 取引所株価指数証拠金取引およびその委託に関する主要な用語・

5. 株価指数に関する記載事項

6. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決について

(追加)

本書面は、当社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所株価指数証拠金取引(愛称を「くりっく株 365」または「株 365」といいます)について説明します。

1. 取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について

【手数料等その他諸費用等について】

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、P10(7)委託手数料をご

目次

1. 取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について

2-1. 取引所株価指数証拠金取引(リセット付商品)の仕組みについて

(1) 取引の方法

(2) 証拠金

(3) 決済時の金銭の授受

(4) 取引規制

(5) 税金の概要

2-2. 取引所株価指数証拠金取引(リセットなし商品)の仕組みについて

(1) 取引の方法

(2) 証拠金

(3) 決済時の金銭の授受

(4) 取引規制

(5) 税金の概要

3. 当社への取引の委託の手続きについて

4. 取引所株価指数証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

(削除)

5. 金融商品取引業者である当社の概要等及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

[別表]

本書面は、当社が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所株価指数証拠金取引(愛称を「くりっく株 365」又は「株 365」といいます。)について説明します。

1. 取引所株価指数証拠金取引のリスク等重要事項について

【手数料等その他諸費用等について】

注文が執行されたとき及びリセットが行われたときは、委託手数料を徴収します。詳しく

参照ください。

【証拠金について】

取引所株価指数証拠金取引を行うにあたっては、本書面の「2.(2)証拠金」に記載の証拠金を担保として差し入れていただきます。必要証拠金額は、当社規定の1枚当たりの必要証拠金額に、建玉数量を乗じて算出します。

なお、必要証拠金額は、東京金融取引所でリスクに応じて算定する証拠金基準額および取引対象である**株価指数の価格**に応じて当社が別途定める差額証拠金額によって変動しますので、取引所株価指数証拠金取引の取引金額は、常に一定ではありません。

【価格変動リスク】

取引所株価指数証拠金取引は、取引対象である**株価指数の価格**の変動により損失が生じることがあります。また、取引所株価指数証拠金取引の価格は現物の**株価指数**のものではないため、需給関係、相場の状況等によっては乖離が拡大し、その結果、現物の**株価指数**から想定していた価格で取引ができないなどの不利益を被る可能性があります。

さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、相場の状況によっては差入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

(省略)

【その他証拠金リスク】

取引所株価指数証拠金取引では、取引に異常が生じた場合またはその恐れがある場合や、決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引き上げ等の規制措置が取られることがあります。そのため、証拠金の追加**差入れ**または追加預託等が必要となる場合があります。

は、**別表**をご参照ください。

【証拠金について】

取引所株価指数証拠金取引を行うにあたっては、本書面の「2-1.(2)証拠金」及び「2-2.(2)証拠金」に記載の証拠金を担保として差し入れていただきます。必要証拠金額は、当社規定の1枚当たりの必要証拠金額に、建玉数量を乗じて算出します。

なお、必要証拠金額は、東京金融取引所でリスクに応じて算定する証拠金基準額及び**対象指標**である**株価指数やETFの価格**に応じて当社が別途定める差額証拠金額によって変動しますので、取引所株価指数証拠金取引の取引金額は、常に一定ではありません。

【価格変動リスク】

取引所株価指数証拠金取引は、対象指標である**株価指数やETFの価格**の変動により損失が生じることがあります。

また、取引所株価指数証拠金取引の価格は現物の**株価指数やETFの価格**のものではないため、需給関係、相場の状況等によっては乖離が拡大し、その結果、現物の**株価指数やETFの価格**から想定していた価格で取引ができないなどの不利益を被る可能性があります。

したがって、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きい場合、相場の状況によっては差入れた証拠金以上の損失が発生する可能性があります。

(現行通り)

【その他証拠金リスク】

取引所株価指数証拠金取引では、取引に異常が生じた場合又はその恐れがある場合や、決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引き上げ等の規制措置が取られることがあります。

そのため、証拠金の追加**差し入れ**又は追加預託等が必要となる場合があります。

【制限値幅のリスク】

市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、反対売買または**転売もしくは買戻し**による決済を希望しても、それらが成立できないことがあります。

(省略)

【流動性リスク】

取引所株価指数証拠金取引では、マーケットメイカーが買呼び値**および**売呼び値を提示し、それに対してお客様の注文がヒットして取引が成立する方式を取っています。その為、状況(天変地異、戦争、政変あるいは**各国金融政策**・規制の変更、株価指数の構成銘柄を上場する各取引所の制度変更、当該指数の情報配信の遅延・停止、相場の激変等)によって、マーケットメイカーによる買呼び値**および**売呼び値の安定的、連続的な提示が不可能または困難となることがあり、その結果、想定する価格で取引ができない等、お客様にとって不測の損失が生じる可能性があります。

また、平常時においても流動性の低い**株価指数**の取引を行う際には、希望する価格での取引ができない等の不利益を被る可能性があります。

(省略)

【制限値幅のリスク】

市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないことがあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、反対売買又は**転売・買戻し**による決済を希望しても、それらが成立できないことがあります。

(現行通り)

【流動性リスク】

取引所株価指数証拠金取引では、マーケットメイカーが買呼び値**及び**売呼び値を提示し、それに対してお客様の注文がヒットして取引が成立する方式を取っています。その為、状況(天変地異、戦争、政変、**各国の法制や金融政策**・規制の変更、株価指数の構成銘柄を上場する各取引所の制度変更、**当該指数を原資産とする先物取引に係る取引制限、各国の商品市場等に係る政策・規制の変更、ETF を上場する各取引所の制度変更・取引制限、ETF に関連する商品先物取引に係る取引制限、情報配信の遅延・停止、相場の激変等**)によって、マーケットメイカーによる買呼び値**及び**売呼び値の安定的、連続的な提示が不可能又は困難となることがあり、その結果、想定する価格で取引ができない等、お客様にとって不測の損失が生じる可能性があります。

また、平常時においても流動性の低い**株価指数やETF**の取引を行う際には、希望する価格での取引ができない等の不利益を被る可能性があります。

(現行通り)

(削除)

ご注意ください

- ・ 取引所株価指数証拠金取引における現行商品は、2020年度後半※を目処に上場廃止となる予定です。

※ 上場廃止時期は現時点での予定であり、変更になる可能性があります。

- ・ 上場廃止時の取引最終日における未決済取引に適用する最終決済価格は、通常は清算価格としていますが、今回の上場廃止は、実質無期限の商品性の有期限への変更を伴うものであることから、この影響を調整した価格^(注)で決済することといたします。
- ・ 現行商品の上場廃止前には、1年に1度だけ対象株価指数で建玉をリセット(最終決済)する新商品を上場する予定です。

(注) 最終決済価格は、以下の方法により決定します。

最終決済価格 = 上場廃止日の最終清算数値^{※1} × (1 + 公表日(2019年5月24日)前の平均乖離率^{※2} - 公表日(2019年5月24日)後の平均乖離率^{※2})

※1. 最終清算数値: 同じ対象株価指数を原資産とする先物取引の満期日決済に用いられている清算数値

※2. 平均乖離率: 取引所株価指数証拠金取引の気配値仲値と対象株価指数との公表日を起点とした前後2週間の乖離率の平均

2019年5月24日の公表日前後2週間の平均乖離率に基づき算出した結果、取引最終日における未決済取引に適用する最終決済価格は、以下の通りとなります。なお、最終決済価格は小数点以下を四捨五入して算出致します。

| 商品 | 最終決済価格の算出式 |
|---------------|--|
| 日経 225 証拠金取引 | 上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 - 0.004%(=0.99996)) |
| DAX®証拠金取引 | 上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 - 0.021%(=0.99979)) |
| FTSE100 証拠金取引 | 上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 + 0.233%(=1.00233)) |
| NY ダウ証拠金取引 | 上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 + 0.088%(=1.00088)) |

※2020 年度後半(予定)の上場廃止時における各株価指数先物の最終清算数値である点にご注意ください。

なお、上記内容は当局からの認可が得られることを前提としております。

(追加)

(新設)

2-1.取引所株価指数証拠金取引(リセット付商品)の仕組みについて

本章では取引所株価指数証拠金取引の商品のうち、リセット付の以下 6 商品(以下「リセット付株価指数等証拠金取引」と総称します。)の仕組みについて説明します。

- ・日経 225 リセット付証拠金取引
- ・DAX®リセット付証拠金取引
- ・FTSE100 リセット付証拠金取引
- ・NY ダウリセット付証拠金取引
- ・金 ETF リセット付証拠金取引
- ・原油 ETF リセット付証拠金取引

ご注意下さい

- ・ NYダウ証拠金取引(リセットなし商品)の取引単位は、NYダウ×100(円)ですが、NYダウリセット付証拠金取引の取引単位は、NYダウ×10(円)である点にご注意ください。
- ・ 金ETFリセット付証拠金取引及び原油ETFリセット付証拠金取引は、東京証券取引所に上場しているETF(上場投資信託)の基準価額を原資産とした取引であり、ETFの特徴・リスク等について十分ご理解の上、取引を行うようにしてください。金価格及び原油価格そのものに連動するものではない点にご注意ください。

東京金融取引所(以下「取引所」といいます。)における取引所株価指数証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所株価指数証拠金取引の受託業務は、これらの規則(取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。)に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。

(1)取引の方法

取引所においては、別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)に掲げる種類の取引所株価指数証拠金取引が取引されます。それぞれの対象指標、株価指数を構成する株式又はETFを上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅、配当相当額の授受、取引開始日等及びリセット値の決定方法は、別表((1)取引所株価指数証拠金取引の種類及び(2)リセット付株価指数等証拠金取引の取引開始日等及び(3)リセット値の決定方法等)をご覧ください。

その他の取引の方法は、各株価指数等とも共通(一部株価指数等における配当相当額の取扱いを除く。別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)ご参照。)で、次のとおりです。

- a. 限日取引では、同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといたします。ただし、リセット日にはリセット(リセット付株価指数等証拠金取引において、取引最終日の終了時まで、転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉を、リセット日においてリセット値により決済することをいいます。以下同じ。)を行うため、ロールオーバーされません。
- b. 金利相当額は、取引所株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーにより建玉が繰り延べられた場合に発生します。当該繰り延べられた日数分を、買建玉の保有者は支払い、売建玉の保有者は受け取ることとなります。
- c. 配当相当額は、権利付最終日に発生し、権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における買建玉の保有者が受け取り、売建玉の保有者が支払うこととなります。
- d. 建玉の決済は、取引最終日までの間は、転売・買戻しにより行います。その場合、指定決済法による差金決済とします。取引最終日の終了時まで、転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉は、リセット日においてリセット値によりリセットを行います。
- e. 両建てが可能となります。
- f. 決済日は、取引が成立した取引日の日本の銀行の2営業日後を原則とします。
- g. 付合せは、当社がお客様から受託した注文とマーケットメイカーが提示した呼び値との間で行われます。
- h. 取引は全て差金決済で、現物の受渡し等は行いません。

(2)証拠金

① 証拠金の計算方法

必要証拠金額は、当社が定める1枚あたりの必要証拠金額に建玉数量を乗じる一律方式により計算されます※1。同一の種類のリセット付株価指数等証拠金取引であって、リセット日が同じもので、売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、売建玉と買建玉の差分(ネット数量)に対してのみ必要証拠金額が計算されます※2。

なお、リセット日が異なる取引間での必要証拠金額の相殺・割引はできません。
有効証拠金額は、証拠金預託額に評価損益額、金利相当予定額及び配当相当予定額、売買差損益予定額、未実現金利相当額及び未実現配当相当額を加算し、未払手数料及び未収手数料を差し引くことにより計算されます。

※1 当社が定める1枚あたりの必要証拠金額は当社のホームページ上及び取引ツール内に表示しております。

※2 両建てすることにより買建玉と売建玉が同数になった場合、証拠金は必要ありませんが、その後どちらか片側のポジションの一部又は全部を決済するための注文を発注する場合には、発注に必要な証拠金を預託する必要があります。

② 証拠金の差入れ

お客様が当社に取引所株価指数証拠金取引を委託する際には、当社で定める額以上の証拠金を差入れることが必要になります。

③ 証拠金の維持

お客様は、お客様が取引所に預託している証拠金額が、取引日ごとに取引所が建玉について計算する証拠金所要額を下回る場合には、取引所の定めるところにより、お客様が預託した証拠金額と証拠金所要額との差額以上で当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差し入れなければなりません。

④ 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

⑤ 評価損益及び金利相当額・配当相当額の取扱い

保有建玉に係る評価損益の額、ロールオーバーに伴い発生した金利相当額及び配当相当額の累計額の合計額がプラスであっても、マイナスであっても、その合計額に相当する額は発注可能額に算入されます。

⑥ 証拠金の引出し

証拠金が、取引所が定める引出しの基準となる額以上で当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行う

ことができます。

⑦ ロスカットの取扱い

当社は、お客様の有効証拠金額が以下のロスカットルールで定める状況に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売・買戻し、又はその他の措置を行うことができるものとします(「ロスカットルール」といいます)。ただし、この転売・買戻しに係る注文は、ロスカットルールで定める状況に達してから発注されるため、発注時の相場状況等によっては、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、取引の制限として、制限値幅が導入されている株価指数証拠金取引において、ロスカットが通常通り発動せずに想定外のマイナスが発生することがあります。

【ロスカットルール】

ロスカット判定時に有効証拠金額が保有建玉を維持するための必要証拠金額の100%を下回ると、当該口座をロスカット状態とし、自動的に取引時間内の商品の未約定の注文が全て取り消され、お客様の計算において、お客様の保有する商品のうち取引時間内にある商品の全ての建玉についてロスカット注文を取引所に発注します。このロスカット注文は価格の限度を指定せず、同注文が成立するまでその効力を持ち続けます。なお、ロスカット注文発注後に取引時間外等の事由によりロスカットされるべき商品の建玉が残った場合には、取引再開時以降の価格で当該建玉についてのロスカットによる反対売買を行うものとします。

(ロスカット判定)

取引開始時刻が同じ商品の建玉を保有する場合、取引開始以降に保有商品の建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をします。取引開始時刻が異なる商品の建玉を保有する場合、取引開始が先に始まる商品の建玉に関しては、取引開始以降に建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をしますが、取引開始が後から始まる商品の建玉に関しては、取引開始前から建玉を解消するのに必要な気配値でロスカット判定をします。なお、判定は一定の間隔で行われております。

(ロスカット状態)

速やかにロスカット注文が成立するように、取引画面にロックをかけ、新たな売買注文

の発注操作を出来ないようにします。

(ロスカット状態の解除)

取引時間中の商品の注文の取消と決済が完了するとロスカット状態が解除されます。

(ロスカットの対象)

口座がロスカット状態となると、お客様の保有する商品のうち取引時間内にある商品の全ての建玉を対象にロスカット注文が発注されますが、取引時間外の商品の建玉についてはロスカット注文が発注されません。ただし、ロスカット状態が解除されない間に、取引時間外であった商品の建玉が取引時間を迎えると、ロスカット判定が行われることなく、ロスカット注文が発注されます。

(評価方法)

両建てであっても、それぞれの建玉を解消するのに必要な気配値(買い建ての評価に用いる気配値と売り建ての評価に用いる気配値は異なります。)で建玉に対して評価しております。もし、ロスカット判定時に、上記「ロスカット判定」記載の気配値がない場合は、直近の気配値で評価しますが、同日のプレオープン開始時まで遡っても同気配値がない場合は前営業日の清算価格にて評価します。

(両建て)

ロスカット注文が発注された場合、両建てとなっている部分に関しても、建玉整理による解消とはならず、買い建て、売り建てがそれぞれ別個にロスカットされますので、ご注意ください。

⑧ 証拠金を所定の日時までに入れない場合の取扱い

お客様が証拠金を所定の日時までに入れない場合には、当社は、当社の定める方法により当該取引所株価指数証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売・買戻しを行うことができます。(お客様が取引所株価指数証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

⑨ 証拠金の管理

お客様が差し入れる証拠金は、取引所に預託することにより、当社の資金と分別されるとともに、取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。お客様から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合は、株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは分別して管理します。

⑩ 証拠金の返還

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った後に、証拠金預託額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める当社が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

⑪ その他

当社が取引所株価指数証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社にお尋ねください。

(3)決済時の金銭の授受

取引所株価指数証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「(2)証拠金 ⑥証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

① 日経 225 リセット付証拠金取引、DAX®リセット付証拠金取引、FTSE100 リセット付証拠金取引、金 ETF リセット付証拠金取引及び原油 ETF リセット付証拠金取引の場合
・[約定価格差※×100(円)+累計金利相当額及び累計配当相当額]×取引数量

② NY ダウリセット付証拠金取引の場合

・[約定価格差※×10(円)+累計金利相当額及び累計配当相当額]×取引数量

※約定価格差とは、転売・買戻しに係る約定価格と当該転売・買戻しの対象となった買付取引又は売付取引に係る約定価格との差(利益が発生する場合にはプラス、損失が発生する場合にはマイナスとなります。)をいいます。

(4)取引規制

取引所が市場における秩序維持や公益又は投資家の保護のため必要があると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意ください。

- a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止又は中断されることがあります。

| | |
|--|--|
| <p>2. 取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて</p> <p>東京金融取引所(以下「取引所」といいます)における取引所株価指数証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行います。当社による取引所株価指数証拠金取引の受託業務は、これらの規則(取引所の決定事項および慣行を含みます。以下同じ。)に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令および日本証券業協会の規則を遵守して行います。</p> | <p>d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。</p> <p>e. 成立した取引が取り消されることがあります。</p> <p>(5)税金の概要</p> <p>個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額及び配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことができ、他の先物商品等との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については、税務当局又は税理士等の専門家にご確認ください。)。法人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。なお、税制については、関連法令又はその解釈等が将来変更される可能性があります。</p> <p>※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです</p> <p>2-2.取引所株価指数証拠金取引(リセットなし商品)の仕組みについて</p> <p>本章では取引所株価指数証拠金取引の商品のうち、リセットの付かない以下の4商品の仕組みについて説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日経225証拠金取引 ・DAX®証拠金取引 ・FTSE100証拠金取引 |
|--|--|

・NY ダウ証拠金取引

ご注意ください

- ・ 取引所株価指数証拠金取引におけるリセットなし商品は、

以下の日程で上場廃止となる予定です。

| 商品 | 取引最終日 | 上場廃止日 |
|-------------------|--------------------|---------------------|
| 日経 225 証拠金 取引 | 2021 年 3 月 11 日(木) | 2021 年 3 月 12 日(金) |
| DAX®証拠金取 引 | 2021 年 3 月 18 日(木) | 2021 年 3 月 19 日(金)※ |
| FTSE100 証拠金 取引 | | |
| NY ダウ証拠金 取引 | | |

※ 海外株価指数証拠金取引の未決済取引については、時差の都合上、
3月22日(月)に決済処理が行われますので、ご注意ください。

- ・ 取引最終日における未決済取引に適用する最終決済価格は、
以下の通りとなります。

なお、最終決済価格は小数点以下を四捨五入して算出致します。

(1) 取引の方法

当社が取り扱う取引所株価指数証拠金取引の商品の種類は、次の表の通りとします。取引対象、株価指数を構成する株式を上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅および配当相当額の授受は、次の表をご覧ください。

| 商品 | 最終決済価格の算出式 |
|------------------------|--|
| 日経 225 証拠金取引 | 上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 - 0.004%(=0.99996)) |
| DAX [®] 証拠金取引 | 上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 - 0.021%(=0.99979)) |
| FTSE100 証拠金取引 | 上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 + 0.233%(=1.00233)) |
| NYダウ証拠金取引 | 上場廃止日の最終清算数値 [※] × (1 + 0.088%(=1.00088)) |

※上場廃止日における各株価指数先物の最終清算数値である点にご注意ください。

東京金融取引所における取引所株価指数証拠金取引は、取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所株価指数証拠金取引の受託業務は、これらの規則に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び日本証券業協会の規則を遵守して行います。

(1)取引の方法

取引所においては、別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)に掲げる種類の取引所株価指数証拠金取引が取引されます。それぞれの取引対象、株価指数を構成する株式を上場する取引所名、取引単位、呼び値の最小変動幅及び配当相当額の授受は、別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)をご覧ください。

その他の取引の方法は、各株価指数とも共通(一部株価指数における配当相当額の取扱いを除く。別表((1) 取引所株価指数証拠金取引の種類)ご参照。)で、次のとおり

(削除)

| 取り扱い商品 | 取引対象 ※1 | 株価指数 を構成する 株式を上場する 取引所名 | 取引単位 | 呼び値の 最小変動 幅 | 配当相当 額の授受 |
|-----------------------|---------------------------------------|--|-----------------------|-------------------------------------|--------------|
| 日経 225 証 拠金取引 | 日経平均 株価 (日経 225) | 東京証券 取引所 | 日経平均 株価 × 100 円 | 1 円 (1 取引単 位 当たり 100 円) | あり |
| NY ダウ証 拠金取引 | ダウ・ジョ ーンズ工 業株価平 均(NY ダ ウ) | ニューヨ ーク証券 取引所 (NYSE) および NASDAQ | NY ダウ × 100 円 | 1 ポイント (100 円) | あり |
| DAX® 証 拠 金取引 ※2 | DAX® | フランクフ ルト証券 取引所 | DAX® × 100 円 | 1 ポイント (100 円) | なし |

です。

(別表へ移動)

| | | | | | |
|----------------------|-----------------------|-------------------|---------------------------------|------------------|----|
| FTSE100 証拠金取 引 | FTSE100 インデッ クス | ロンドン 証券取 引所 | FTSE100 インデッ クス ×100 円 | 1ポイント (100 円) | あり |
|----------------------|-----------------------|-------------------|---------------------------------|------------------|----|

※1 株価指数については、「5. 株価指数に関する記載事項」をご参照ください。

※2 配当相当額の授受がない取引所株価指数証拠金取引(DAX®証拠金取引)では、取引対象となる株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数(トータル・リターン指数)となっています。

その他の取引の方法は、次のとおりです。

a. 限日取引は、**毎取引日を取引最終日とします**。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅**および**発生をロールオーバーといいます。

(省略)

d. 建玉の決済は、指定決済法による差金決済とします。

(省略)

(2) 証拠金

① 証拠金の計算方法

必要証拠金額は、当社が定める1枚あたりの必要証拠金額に建玉数量を乗じる一律方式により計算されます※1。同一商品で売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、売建玉と買建玉の差分(ネット数量)に対してのみ必要証拠金額が計算されます※2。

a. 限日取引では、同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に、翌取引日において消滅した建玉と同一内容の建玉が発生するものとします。この場合における建玉の消滅**及び**発生をロールオーバーといいます。

(現行通り)

d. **建玉の決済は、取引最終日までの間は、転売・買戻しにより行います。その場合、指定決済法による差金決済とします。**

(現行通り)

(2) 証拠金

① 証拠金の計算方法

必要証拠金額は、当社が定める1枚あたりの必要証拠金額に建玉数量を乗じる一律方式により計算されます※1。同一の種類のリセット付株価指数等証拠金取引であって、リセット日が同じもので、売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、売建玉と買建玉の差分(ネット数量)に対してのみ必要証拠金額が計算されます※2。

なお、リセット日が異なる取引間での必要証拠金額の相殺・割引はできません。

有効証拠金額は、証拠金預託額に評価損益額、金利相当予定額および配当相当予定額、売買差損益予定額、未実現金利相当額および未実現配当相当額を加算し、未払手数料および未収手数料を差し引くことにより計算されます。

※1 当社が定める1枚あたりの必要証拠金額は当社のホームページ上および取引ツール内に表示しております。

※2 両建てすることにより買建玉と売建玉が同数になった場合、証拠金は必要ありませんが、その後どちらか片側のポジションの一部または全部を決済するための注文を発注する場合には、発注に必要な証拠金を預託する必要があります。

② 証拠金の差入れ

お客様が当社に取引所株価指数証拠金取引を委託する際には、当社で定める額以上の証拠金を差入れることが必要になります。

③ 証拠金の維持

お客様は、お客様が取引所に預託している証拠金額が、取引日ごとに取引所が建玉について計算する証拠金必要額を下回る場合には、取引所の定めるところにより、お客様が預託した証拠金額と証拠金所要額との差額以上で当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差し入れなければなりません。

④ 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

⑤ 評価損益および金利相当額・配当相当額の取扱い

保有建玉に係る評価損益の額、ロールオーバーに伴い発生した金利相当額および配当相当額の累計額の合計額がプラスであっても、マイナスであっても、その合計額に相当する額は発注可能額に算入されます。

⑥ 証拠金の引出し

証拠金が、取引所が定める引出しの基準となる額以上で当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

⑦ ロスカットの取扱い

当社は、お客様の有効証拠金額が以下のロスカットルールで定める状況に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売・買戻し、またはその他の措

有効証拠金額は、証拠金預託額に評価損益額、金利相当予定額及び配当相当予定額、売買差損益予定額、未実現金利相当額及び未実現配当相当額を加算し、未払手数料及び未収手数料を差し引くことにより計算されます。

※1 当社が定める1枚あたりの必要証拠金額は当社のホームページ上及び取引ツール内に表示しております。

※2 両建てすることにより買建玉と売建玉が同数になった場合、証拠金は必要ありませんが、その後どちらか片側のポジションの一部又は全部を決済するための注文を発注する場合には、発注に必要な証拠金を預託する必要があります。

② 証拠金の差入れ

お客様が当社に取引所株価指数証拠金取引を委託する際には、当社で定める額以上の証拠金を差し入れることが必要になります。

③ 証拠金の維持

お客様は、お客様が取引所に預託している証拠金額が、取引日ごとに取引所が建玉について計算する証拠金所要額を下回る場合には、取引所の定めるところにより、お客様が預託した証拠金額と証拠金所要額との差額以上で当社が定める額を、当社が指定した日時までに、当社に差し入れなければなりません。

④ 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

⑤ 評価損益及び金利相当額・配当相当額の取扱い

保有建玉に係る評価損益の額、ロールオーバーに伴い発生した金利相当額及び配当相当額の累計額の合計額がプラスであっても、マイナスであっても、その合計額に相当する額は発注可能額に算入されます。

⑥ 証拠金の引出し

証拠金が、取引所が定める引出しの基準となる額以上で当社が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

⑦ ロスカットの取扱い

当社は、お客様の有効証拠金額が以下のロスカットルールで定める状況に達した場合、損失の拡大を防ぐため、お客様の計算において転売・買戻し、又はその他の措

置を行うことができるものとします(「ロスカットルール」といいます)。ただし、この転売・買戻しに係る注文は、ロスカットルールで定める状況に達してから発注されるため、発注時の相場状況等によっては、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、取引の制限として、制限値幅が導入されている株価指数証拠金取引において、ロスカットが通常通り発動せずに想定外のマイナスが発生することがあります。

(省略)

⑧証拠金を所定の日時までに差入れない場合の取扱い

お客様が証拠金を所定の日時までに差入れなかった場合には、当社は、当社のできる方法により当該取引所株価指数証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において**転売または買戻し**を行うことができます(お客様が取引所株価指数証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です)。

(省略)

(3) 決済時の金銭の授受

取引所株価指数証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算または減算され、上記「(2) 証拠金 ⑥証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・{約定価格差※×100(円)+累計金利相当額**および**累計配当相当額}×取引数量
※約定価格差とは、**転売または買戻し**に係る約定価格と当該**転売または買戻し**の対象となった買付取引または売付取引に係る約定価格との差(利益が発生する場合には**正**、損失が発生する場合には**負**となります)をいいます。

置を行うことができるものとします(「ロスカットルール」といいます)。ただし、この転売・買戻しに係る注文は、ロスカットルールで定める状況に達してから発注されるため、発注時の相場状況等によっては、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、取引の制限として、制限値幅が導入されている株価指数証拠金取引において、ロスカットが通常通り発動せずに想定外のマイナスが発生することがあります。

(現行通り)

⑧ 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

お客様が証拠金を所定の日時までに差し入れなかった場合には、当社は、当社のできる方法により当該取引所株価指数証拠金取引を決済するため、任意に、お客様の計算において**転売・買戻し**を行うことができます。(お客様が取引所株価指数証拠金取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

(現行通り)

(3) 決済時の金銭の授受

取引所株価指数証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「(2)証拠金 ⑥証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・{約定価格差※×100(円)+累計金利相当額**及び**累計配当相当額}×取引数量
※約定価格差とは、**転売・買戻し**に係る約定価格と当該**転売・買戻し**の対象となった買付取引又は売付取引に係る約定価格との差(利益が発生する場合には**プラス**、損失が発生する場合には**マイナス**となります。)をいいます。

(省略)

(5) 税金の概要

個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額および配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことができ、他の先物商品等との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については、税務当局または税理士等の専門家にご確認ください。)。法人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。なお、税制については、関連法令またはその解釈等が将来変更される可能性があります。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

3. 当社への取引の委託の手続きについて

(1) 取引の開始①～②(省略)

③口座開設申込書

取引所株価指数証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社が適合性を確認するためのお客様情報を当社口座開設フォームに入力していただきます。

④顧客審査

本人確認書類の確認とともに、お客様の取引の理解度や取引に関する適合性の審査等を行ったうえでお客様に取引の可否について書面等にてご連絡いたします。

(2) 証拠金の差入れ

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠

(現行通り)

(5) 税金の概要

個人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益、金利相当額及び配当相当額をいいます。以下同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。また、損失額については、一定要件の下、翌年以降3年間繰越すことができ、他の先物商品等との間での損益通算を行うことが可能です(詳細については、税務当局又は税理士等の専門家にご確認ください。)。法人のお客様が行った取引所株価指数証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

当社は、お客様が取引所株価指数証拠金取引について決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。なお、税制については、関連法令又はその解釈等が将来変更される可能性があります。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

3. 当社への取引の委託の手続きについて

(1) 取引の開始①～②(現行通り)

③口座開設申込書

取引所株価指数証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ当社所定の審査を行うためのお客様情報を当社口座開設フォームに入力していただきます。

④顧客審査

本人確認書類の確認とともに、お客様の取引の理解度や取引に関する当社所定の審査等を行ったうえでお客様に取引の可否について書面等にてご連絡いたします。

(2) 証拠金の差入れ

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証

金を差入れていただきます。当社は、証拠金を受入れたときは、お客様に取引報告書兼取引残高報告書を交付します。

(3) 委託注文の指示

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を当社が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。

①委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称(この場合は東京金融取引所)

②委託する取引所株価指数証拠金取引の種類(商品)

(省略)

(4) 建玉の保有または決済の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引を行う場合には、**転売または買戻し**として対象建玉**および**取引数量を指定することにより建玉を減じる方法**または**既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法(建玉整理)のいずれかを選択します。なお、同一商品の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てを建玉整理ではなく、それぞれの建玉の反対売買により解消する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなる等の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることにご留意ください。建玉整理によって両建てを解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありません。

(追記)

(5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取

拠金を差し入れていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に取引報告書兼取引残高報告書を交付します。

(3) 委託注文の指示

取引所株価指数証拠金取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を当社が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。

①委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称(この場合は東京金融取引所)

②委託する取引所株価指数証拠金取引の種類(商品) **およびリセット付株価指数証拠金取引においてはリセット日が属する年**

(現行通り)

(4) 建玉の保有又は決済の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引を行う場合には、**転売・買戻し**として対象建玉**及び**取引数量を指定することにより建玉を減じる方法**又は**既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法(建玉整理)のいずれかを選択します。なお、同一商品の売建玉と買建玉を同時に保有する両建てを行うことは可能ですが、両建てを建玉整理ではなく、それぞれの建玉の反対売買により解消する場合、売買価格差や委託手数料を二重に負担することとなる等の経済的合理性を欠き、実質的に意味がない取引であることにご留意ください。建玉整理によって両建てを解消する場合は、売買価格差や委託手数料を二重に負担することはありません。

リセット付株価指数等証拠金取引においては、取引最終日の終了時までには転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉は、リセット日においてリセット値によりリセットを行います。

リセットによる両建ての解消は委託手数料が発生いたします。取引最終日をご確認の上、事前に建玉整理を行うようにしてください。

(5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした

引報告書をお客様に交付します。

(6) 証拠金の維持

お客さまが預託した証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加**差入れ**が必要になります。

(7) 委託手数料

① 委託手数料の額および徴収方法

委託手数料は、各商品一律で 1 枚あたり片道 303 円※(税込)で、取引時間終了後に預託された証拠金から差引かれます(ただし建玉整理における委託手数料は無料です)。

※2019年10月1日(火)の約定分から適用。これ以前の手数料は、1枚あたり片道298円(税込)となります。

■ 注意事項

・事前に入力されている指値等もその発注時期に関わらず、約定時点での所定の委託手数料が発生します。

② 1 取引あたりの委託手数料の合計額の計算方法

「1 枚あたりの委託手数料 × 枚数」

(削除)

(8)～(10) (省略)

(11) 当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がおお客様の未決済建玉について建玉移管**または**決済を行わせることとした場合のおお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

① 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を**申し込んで**承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所株価指数証拠金取引口座を設定する。

取引報告書をお客様に交付します。

(6) 証拠金の維持

お客さまが預託した証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加**差し入れ**が必要になります。

(7) 委託手数料

当社は、お客様とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により委託手数料を徴収します。(別表をご参照ください。)

(8)～(10) (現行通り)

(11) 当社の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である当社が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所がおお客様の未決済建玉について建玉移管**又は**決済を行わせることとした場合のおお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

① 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を**申し込んで**承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所株価指数証拠金取引口座を設定する。

②建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分等を受けた当社に対しその旨を指示する。お客様が取引所の定める日時までに上記(1)または(2)の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。なお、証拠金は取引所に預託されておりますので、取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者または取引所から返還を受けることができます。

(12) その他

当社からの通知書や報告書の内容に相違または疑義があるときは、03-3470-5085 にご照会ください。

取引所株価指数証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等につきましては、0120-455-305 にお尋ねください。

4. 取引所株価指数証拠金取引およびその委託に関する主要な用語

(追加)

(省略)

・権利付最終日(けんりつきさいしゅうび)

株主としての権利を得られる権利確定日に株主名簿に名前が記載されるために、株式を保有しておく必要がある日になります。日本株式の受渡しには 2 営業日が必要であるため、権利確定日から起算して 3 営業日前*が権利付最終日となります。権利付最終日に取引所株価指数証拠金取引の買建玉を持越した場合、予想配当相当額を受取る権利がありますが、権利付最終日当日中に転売すると受取る権利はなくなります。逆に権利付最終日に取引所株価指数証拠金取引の売建玉を持越した場合、予

②建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分等を受けた当社に対しその旨を指示する。お客様が取引所の定める日時までに上記①又は②の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。なお、証拠金は取引所に預託されておりますので、取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

(12) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の法務コンプライアンス部に直接ご照会ください。

取引所株価指数証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等につきましては、0120-455-305 にお尋ねください。

4. 取引所株価指数証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

・ETF(いーていーえふ)

金融商品取引所に上場し、株価指数や商品指数への連動を目指す投資信託です。「Exchange Traded Funds」の頭文字をとり ETF と呼ばれています。

(現行通り)

・権利付最終日(けんりつきさいしゅうび)

株主としての権利を得られる権利確定日に株主名簿に名前が記載されるために、株式を保有しておく必要がある日になります。日本株式の受渡しには 2 営業日が必要であるため、権利確定日から起算して 3 営業日前が権利付最終日となります。権利付最終日に取引所株価指数証拠金取引の買建玉を持ち越した場合、予想配当相当額を受け取る権利がありますが、権利付最終日当日中に転売すると受け取る権利はなくなります。逆に権利付最終日に取引所株価指数証拠金取引の売建玉を持ち越した場合、予

当相当額を支払う義務がありますが、権利付最終日当日中に買戻しすると支払い義務は発生しません。

* 2019年7月16日(火)の約定分から適用。これ以前の権利付最終日は、権利確定日から起算して4営業日前となります。

・限日取引(げんにちとりひき)

取引所株価指数証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰越されます。

(省略)

・スプレッド

同一商品(取引所株価指数証拠金取引では株価指数商品)でのマーケットメイカーの買値と売値の差を指します。

(省略)

(追加)

(省略)

・配当相当額(はいとうそうとうがく)

ロールオーバーがなされた場合、権利付最終日に配当相当額が発生します。配当相

想配当相当額を支払う義務がありますが、権利付最終日当日中に買戻しすると支払い義務は発生しません。

(削除)

・限日取引(げんにちとりひき)

取引所株価指数証拠金取引において、限日取引では、同一取引日中に反対売買されなかった建玉が、翌取引日に繰り越されます。ただし、リセット付株価指数等証拠金取引のリセット日については、リセットされるため、翌取引日には繰り越されません。

(現行通り)

・スプレッド

同一の種類取引所株価指数証拠金取引(リセット付株価指数等証拠金取引にあつては、リセット日が同じものに限ります。)での、マーケットメイカーの買値と売り値の差を指します。

(現行通り)

・取引開始日(とりひきかいしび)

リセット付株価指数等証拠金取引において、新たな取引が開始される取引日をいいます。

・取引最終日(とりひきさいしゅうび)

リセット付株価指数等証拠金取引において、リセット日前の取引の種類ごとの最終の取引日をいいます。

(現行通り)

・配当相当額(はいとうそうとうがく)

ロールオーバーがなされた場合に、権利付最終日においては配当相当額が発生しま

当額は、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の保有者に、予想される配当金の支払いが株価指数に与える理論上の影響値に相当する金額に基づいて算出し、買建玉の保有者が受取り、売建玉の保有者が支払うこととなります。なお、取引所株価指数証拠金取引における配当相当額の授受の有無に関しては、「2.取引所株価指数証拠金取引の仕組みについて (1)取引の方法の「配当相当額の授受」の欄をご覧ください。

(省略)

・予想配当(よそうはいとう)

予想配当とは、確定していない段階で予想される配当のことで、先物取引などでは通常価格に組込まれ取引が行われます。取引所株価指数証拠金取引では、予想配当が採用されていますが、その取引価格に組込まれず別途金銭の受払いが行われます。

(追加)

(追加)

(省略)

5. 株価指数に関する記載事項

す。配当相当額は、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の保有者に、予想される配当金の支払いが株価指数に与える理論上の影響値に相当する金額に基づいて算出し、買建玉の保有者が受け取り、売建玉の保有者が支払うこととなります。なお、取引所株価指数証拠金取引における配当相当額の授受の有無に関しては、別表「(1) 取引所株価指数証拠金取引の種類」の「配当相当額の授受」の欄をご覧ください。

(現行通り)

・予想配当(よそうはいとう)

予想配当とは、確定していない段階で予想される配当のことで、先物取引などでは通常価格に組み込まれ取引が行われます。取引所株価指数証拠金取引では、予想配当が採用されていますが、その取引価格に組みこまれず別途金銭の受け払いが行われます(一部適用外商品あり)。

・リセット

リセット付株価指数等証拠金取引について、取引最終日の終了時まで、転売・買戻しが行われなかったために決済されない建玉を、リセット日においてリセット値により決済することをいいます。

・リセット値

リセット付株価指数等証拠金取引のリセット日において、取引の種類ごとに、リセット対象建玉を決済するための価格をいいます。

・リセット日

リセット付株価指数等証拠金取引において、リセットにより建玉が消滅する日をリセット日といいます。

(現行通り)

別表 (4) 各株価指数に関する記載事項に記載

(省略)

6. 金融商品取引業者である当社の概要等および苦情受付・苦情処理・紛争解決について

会社概要

会社名 株式会社マネースクエア

登録番号 関東財務局長(金商)第 2797 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会本社所在地

東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー40F 代表取締役社長 藤井 靖之

設立年月日 2014 年 5 月 20 日

資本金 17 億円(2018 年 7 月 1 日現在)

お問い合わせはこちらへ

■商品・口座開設等に関するお問い合わせ 0120-455-305

■報告書等に関するお問い合わせ 03-3470-5085

(削除)

(省略)

5. 金融商品取引業者である当社の概要等及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

会社概要

会社名 株式会社マネースクエア

登録番号 関東財務局長(金商)第 2797 号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会本社所在地

東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー40F 代表取締役社長 藤井 靖之

設立年月日 2014 年 5 月 20 日

資本金 17 億円(2019 年 3 月 31 日現在)

商品・口座開設等に関するお問い合わせはカスタマーデスク(0120-455-305)まで。

(現行通り)

(新設)

【別表】

(1) 取引所株価指数証拠金取引の種類

a. リセット付株価指数等証拠金取引

| 種類 | 対象指標 (※1) | 株価指数を構成する株式又はETFを上場する取引所名 | 取引単位 | 呼び値の最小変動幅 | 委託手数料 (※2) | 配当相当額の授受 |
|--------------------|----------------------|---------------------------|---------------------|------------------|---------------|----------|
| 日経225リセット付証拠金取引 | 日経平均株価 | 東京証券取引所 | 日経平均株価×100円 | 1円(1取引単位当たり100円) | 303円(税込) | あり |
| DAX®リセット付証拠金取引(※3) | DAX® | フランクフルト証券取引所 | DAX® × 100円 | 1ポイント(100円) | 303円(税込) | なし |
| FTSE100リセット付証拠金取引 | FTSE100インデックス | ロンドン証券取引所 | FTSE100インデックス×100円 | 1ポイント(100円) | 303円(税込) | あり |
| NYダウリセット付証拠金取引 | ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ) | ニューヨーク証券取引所(NYSE)及びNASDAQ | NYダウ×10円 | 1ポイント(10円) | 33円(税込) | あり |
| 金ETFリセット付証拠金取引 | SPDRゴールド・シェア(ETF/証 | 東京証券取引所 | SPDRゴールド・シェア(ETF)の基 | 1ポイント(100 | 303円(税込) | なし |

| | | | | | | |
|-------------------------|--|-------------|---|---------------------------|---------------|----|
| | 券コード 1326) (※ 4) | | 準価額 × 100 円 | 円) | | |
| 原油ETFリ セット付証 拠金取引 | WTI原油価 格連動型 上場投信 (ETF/証券 コード 1671) (※ 5) | 東京証券取引 所 | WTI原油価 格連動型 上場投信 (ETF)の基 準価額 × 100 円 | 1 ポイ ント (100 円) | 303 円 (税込) | なし |

b. 取引所株価指数証拠金取引(リセットなし商品)

| 種類 | 対象指標 (※1) | 株価指数を構 成する株式を 上場する取引 所名 | 取引単 位 | 呼び値 の 最小変 動幅 | 委託手 数料 (※2) | 配当 相当 額の 授受 |
|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------|-------------------|----------------------|
| 日経225証 拠金取引 | 日経平均 株価 | 東京証券取引 所 | 日経平均 株価 × 100 円 | 1 円 (1 取引単 位当た り 100 円) | 303 円 (税込) | あり |
| DAX®証拠 金取引(※ 3) | DAX® | フランクフルト 証券取引所 | DAX® × 100 円 | 1 ポイ ント (100 円) | 303 円 (税込) | なし |
| FTSE100 証拠金取 引 | FTSE100 インデック ス | ロンドン証券 取引所 | FTSE100 イ ンデックス × 100 円 | 1 ポイ ント (100 | 303 円 (税込) | あり |

| | | | | | | |
|----------------|---------------------------------------|--|-----------------|---------------------------|---------------|----|
| | | | | 円) | | |
| NY ダウ証 拠金取引 | ダウ・ジョ ーンズエ 業株価平 均(NY ダ ウ) | ニューヨーク 証券取引所 (NYSE) 及び NASDAQ | NY ダウ× 100 円 | 1 ポイ ント (100 円) | 303 円 (税込) | あり |

※1 各株価指数や ETF については、(4)各株価指数に関する記載事項をご参照ください。

※2 委託手数料は、1枚あたりの片道手数料(税込)となります。

委託手数料は取引時間終了後に預託された証拠金から差し引かれます(ただし建玉整理における委託手数料は無料です)。

※3 DAX®リセット付証拠金取引及び DAX®証拠金取引では、取引対象となる株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数(トータル・リターン指数)となっています。

※4 SPDR ゴールド・シェアは、ワールド・ゴールド・トラストサービス・エルエルシー社が管理する、円換算した「金地金価格(LBMA 金価格)」との連動を目指す ETF です。

※5 WTI 原油価格連動型上場投信は、シンプレクス・アセット・マネジメント社が管理する、円換算した「ニューヨーク商業取引所(NYMEX)における WTI 原油先物の直近限月の清算値」との連動を目指す ETF です。

(2)リセット付株価指数等証拠金取引の取引開始日等

| 種類 | 取引開始日 | 取引最終日 | リセット日 |
|----|-------|-------|-------|
|----|-------|-------|-------|

| | | | |
|--|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| 日経 225リセット付証拠金取引 | 毎年 9 月第 2 金曜日の翌取引日 | リセット日の前取引日 | 取引を開始した年の翌年 12 月第 2 金曜日 |
| DAX®リセット付証拠金取引 FTSE100 リセット付証拠金取引 NY ダウリセット付証拠金取引 金 ETF リセット付証拠金取引 原油 ETF リセット付証拠金取引 | 毎年 9 月第 2 金曜日の翌取引日 | 取引を開始した年の翌年 12 月第 3 金曜日の前取引日 | 取引を開始した年の翌年 12 月第 3 金曜日の翌取引日 |

(3)リセット値の決定方法

| 種類 | 決定方法(※) |
|-------------------|--|
| 日経 225 リセット付証拠金取引 | 株式会社大阪取引所に上場される日経平均株価を原資産とする先物(リセットが行われる年の 12 月に満期を迎える銘柄)の特別清算数値の小数点以下を四捨五入した数値 |
| DAX®リセット付証拠金取引 | Eurex Exchange に上場される DAX®を原資産とする先物(リセットが行われる年の 12 月に満期を迎える銘柄)の最終清算数値の小数点以下を四捨五入した数値 |
| FTSE100リセット付証拠金取引 | ICE Futures Europe に上場される FTSE100 を原 |

| | |
|-------------------|---|
| | 資産とする先物(リセットが行われる年の 12 月に満期を迎える銘柄)の最終清算数値の小数点以下を四捨五入した数値 |
| NY ダウリセット付証拠金取引 | Chicago Board of Trade に上場される NY ダウを原資産とする先物(リセットが行われる年の 12 月に満期を迎える銘柄)の最終清算数値の小数点以下を四捨五入した数値 |
| 金 ETF リセット付証拠金取引 | World Gold Trust Services LLC が公表する取引対象の ETF (SPDR®ゴールド・シェア)の、取引最終日の翌日における基準価額 |
| 原油 ETF リセット付証拠金取引 | シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が公表する取引対象の ETF (WTI 原油価格連動型上場投信)の、取引最終日の翌日における基準価額 |

※ 取引所が上記の値を適正でないと判断したときは、取引所がリセット値を定める場合があります。

(4) 各株価指数に関する記載事項

日経平均株価(日経 225):

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」といいます。)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠

金取引(以下「本件証拠金取引」といいます。)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」といいます。)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

ダウ・ジョーンズ工業株価平均(NYダウ):

Dow Jones Industrial Average™(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)は、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が算出する指数であり、SPDJI がライセンスに係る権利を保有しています。「DJIA®」、「The Dow®」、「Dow Jones®」及び「Dow Jones Industrial Average」(ダウ・ジョーンズ工業株価平均)のサービス・マークは、Dow Jones Trademark Holdings, LLC(以下「DJTH」)から SPDJI にライセンス供与されており、株式会社東京金融取引所(以下「金融取」)による一定の目的のために、SPDJI から金融取へ使用に関するサブライセンスが付与されています。金融取に上場されるダウ・ジョーンズ工業株価平均を原資産とする NYダウ証拠金取引 **及び NYダウリセット付証拠金取引**は、SPDJI、DJTH 及びそれらの関連会社により後援、承認、販売又は宣伝されるものではなく、これらのいずれもかかる商品への投資の妥当性に関していかなる保証・表明もしていません。

DAX®:

DAX®は **コンティゴ インデックス GmbH 及びグループ(以下「コンティゴ」)**の登録商標です。DAX®証拠金取引 **及び DAX®リセット付証拠金取引**は、**コンティゴ**により保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。**コンティゴ**は、DAX®証拠金取引 **及び DAX®リセット付証拠金取引**でのインデックス利用に伴う結果及びインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる

点においても、明示的及び黙示的な保証及び代理権を与えているものではありません。インデックスは**コンティゴ**で計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、**コンティゴ**は第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。**コンティゴ**によるインデックスの公表及び **DAX®**証拠金取引及び **DAX®**リセット付証拠金取引へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、**コンティゴ**として **DAX®**証拠金取引及び **DAX®**リセット付証拠金取引への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものではありません。**コンティゴ**はインデックス及びインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対して**DAX®**証拠金取引及び**DAX®**リセット付証拠金取引に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用及び参照することを認めたものです。

FTSE100:

FTSE100 証拠金取引及び **FTSE100** リセット付証拠金取引について、FTSE International Limited (以下「FTSE」)、London Stock Exchange Group の会社 (以下「LSEG」) (以下「ライセンス供与者」と総称)は、スポンサー、保証、販売、販売促進を一切せず、ライセンス供与者はいずれも、(i) FTSE100 (以下「インデックス」) (FTSE100 証拠金取引及び **FTSE100** リセット付証拠金取引が由来する対象)の使用から得た結果、(ii) 上記インデックスが特定日の、特定時間において示す数値、(iii) FTSE100 証拠金取引及び **FTSE100** リセット付証拠金取引に関連して使用される何らかの目的に対するインデックスの適切性—について、明示、暗示を問わず、請求、予測、保証や意見表明を行いません。ライセンス供与者はいずれも、東京金融取引所またはその顧客、得意先に対し、当該インデックスに関連する金融や投資に関する助言または推薦を提供したことはありませんし、その意思もありません。当該インデックスは FTSE またはその代理人が算出します。ライセンス供与者は、(a) インデックスの誤り (過失その他であっても) に対していかなる者に対しても責任を負うものではなく、(b) いかなる者に対してもインデックスの誤りについて助言する義務を負うものでもありません。東京金融取引所は FTSE100 証拠金取引及び **FTSE100** リセット付証拠金取引の組

| | |
|--|--|
| | <p>成にあたり、FTSE よりその情報を使用する権利を取得しています。 当該インデックスの全ての権利は FTSE に帰属します。「FTSE®」は LSEG の商標で、ライセンスに基づき FTSE が使用します。</p> |
|--|--|

以上